

※ 10代から20代の頃に、「交際相手があった(いる)」という人の中で「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかの被害を交際相手から受けたことがある人の割合。(平成24年内閣府「男女間における暴力に関する調査」)

※ 交際相手からの暴力被害経験者  
約10人に1人

ウチの子は  
大丈夫かしら……



©西原理恵子



配偶者暴力防止法が改正され、  
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象になりました。  
まずはお近くの相談窓口にご相談ください

DV相談ナビ

ここに電話  
0570-0-55210

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。



内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト  
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(携帯電話用)  
[http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV\\_center.html](http://www.gender.go.jp/e-vaw/keitai/soudan/DV_center.html)



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク

